

## 令和3年度第1回世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会 会議録（要旨）

【開催日時】 令和3年12月21日（火）18：30～20：30

【開催場所】 世田谷区役所第1庁舎4階 141会議室

【出席委員】 西郷委員長（学識経験者）、植木副委員長（学識経験者）、千葉委員（学童保育クラブ父母会連絡会）、新海委員（青少年委員会）、清水委員（山野児童館）、塚原委員（野沢児童館）、白石委員（松沢小新BOP）、宮川委員（障害保健福祉課長）

### 1 開会

事務局：本日は師走のお忙しい中、また夜間にかかわらず、ご出席いただき感謝申し上げます。世田谷区は、放課後児童クラブが公設61箇所、民設2箇所の計63箇所あるが、小学校の児童数増加及び保護者の方の働き方の変化に伴い、放課後児童クラブの利用登録者数も増加が続いている現状である。また、定員を設けていないため狭隘化や大規模化が進み、ニーズも多様化している状況だが、この委員会では、放課後児童健全育成事業の全体について、支援の質、事業の安定性、持続性の確保を図り、何よりも子どもの視点に立って、子どもにとって安心して過ごせる場となるような事業の運営方針を検討していきたい。また、児童及び低学年の保護者にアンケート調査を実施していくので、皆様からご意見を頂戴したい。

### 2 資料確認

### 3 委員長・副委員長選出

### 4 議題

（1）新BOP事業について（資料1-1、2）

事務局：新BOP事業は子ども・若者部と教育委員会の共同所管で運営しており、BOPと学童クラブが一体で運営している事業である。世田谷区は、新BOP学童クラブの登録児童数が増加しており、フルタイムで働かされている保護者も増加している現状がある。BOP導入の経緯、BOP設置の目的、BOPから新BOPへなった経緯は資料1-1を参照。新BOP運営は、新BOPと学校で学校施設の借用や事故対応など連携をしている。また、新BOPと児童館でも定期的に情報共有するなど連携をしている。

（2）新BOP事業の喫緊の課題解決に向けた取り組みについて（資料2）

事務局：新BOP事業を進めていく中で、様々な課題が出てきている。1つ目は、登録児童数が増加していることである。

区では、平成27年は4,847人だったのに対し、令和2年は7,313人となり、約2,500人増加した。また、「大規模」と判断される120人以上の登録者となる新BOPの数は61校中34校で、200人前後となる

「超大規模」な新BOPも複数ある。2つ目は、活動スペースの確保が難しくなっていることである。特別教室を普通教室化し、国が定める35人学級への対応も必要となっている。3つ目は、保護者の働き方の変容に伴うニーズへの対応である。以上のような課題があり、新BOP学童クラブでは大規模化・狭隘化が見込まれており、早急に改善すべき喫緊の課題であると判断している。

昨年度、新BOP事業のあり方検討委員会を実施し、「規模の適正化を図る」「運営体制の見直しを図る」「子供の自立支援」という3つの方針のもと、区の施策を検討・検証すること、さらに持続可能な新BOP制度の設計について報告された。

そのような状況の中で、喫緊に対応すべき課題への解決に向けた取り組みとして、1つ目、新BOP学童クラブにおける普通教室の利用である。狭隘化した状況の解消に取り組む。2つ目、民間の放課後児童健全育成事業者の活用である。子ども・保護者のニーズに基づく選択により新BOP学童クラブ利用者を分散化させることで、大規模化した状況の解消に取り組む。新BOP学童クラブの規模の適正化を図ることにより、職員が一人一人の子供とゆっくり向き合い子どもの自立を支援することができ、また配慮を要する児童についても積極的に受け入れることができる。

民間事業者の活用についての具体的な事業案だが、公募によって民間事業者を選定する。そして協定を締結した上で、民間事業者が放課後児童健全育成事業所を新設し、それに対して区が開設準備経費や運営経費を補助することを考えている。詳細については資料2に記載のとおりである。

### (3) 放課後児童健全育成事業の運営方針の検討について（資料3-1、3-2）

事務局：「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の考え方は、国から既に示されている運営に関する基準や指針に、世田谷区で大切にしていること、世田谷区のオリジナルを加えていく。運営方針作成のスケジュールは資料3-1に記載のとおりであり、長い時間をかけて検討を重ねていく。

## 5 意見交換

事務局：全体で共通理解を深めていきたい。何かご質問はあるか。

副委員長：狭隘化に伴って、普通教室の使用を今後は検討すると記載されているが、普通教室の空きは見込めないのではないか。

事務局：普通教室に限らず、BOP室から近い場所で今よりもスペースを少しでも広げられるように調整をしていく。

副委員長：民間の事業者の活用とあるが、この民間というのは民間企業をイメージしているのか。

事務局：民間企業だけではなく、放課後児童健全育成事業を行っている社会福祉法人やNPOなども想定している。

委員長：3つ質問がある。1つ目は新BOPのあり方検討委員会の報告を引き継い

で、運営方針などを作成するという解釈で合っているか。2つ目は、区内には既に学童クラブを運営している民間事業者はあるのか。それとも、新たに受託することも想定されるのか、この事業を運営できる事業者の見積もりを教えてほしい。3つ目は放課後児童支援員の雇用で、長期的な安定した形態に関して詳細に説明をお願いしたい。

事務局 : 1つ目の質問に対して、昨年度の新BOPあり方検討委員会では、新BOPのあり方に関して、広い範囲で提言をしていただいた。その中で、狭隘化や大規模化の中で過ごしている子どもたちの環境を適正化することを第一だと考えた。今回の委員会では、どうすれば子どもたちのために環境を整えられるか、運営の方針を策定したい。運営方針は民間事業者だけに適用するものではなく、新BOP学童クラブにも適用するものであり、新BOPのあり方検討委員会で議論されたことは、今回の委員会に繋がっている。2つ目の質問に関して、放課後児童健全育成事業を実施している事業者は、区内に2事業者しかいない。しかし、他区では色々な事業者が参入している。誘導する際に、他区での実績などを見て、できるだけ良い事業者に参入していただけるように努めたい。3つ目の質問に関して、民間事業者の放課後児童支援員の定着率が低いと聞いている。子どもたちのためには安定的、継続的に関わっていくことが大切であり、そのための取り組みが必要だと考えている。

委員長 : 「保護者のために」という言葉がよく出てくるが、当然保護者のためでもあるが、我々が特に留意しなきゃいけないのは子どものためになるかどうかというところだと思う。

委員 : 120人以上の登録者を超えると大規模化としているが、国の基準では40人を一つの支援とするとしており、40人を超えると大規模化と考えるべきではないか。23区の状況について次回共有してほしい。

事務局 : 1支援単位の利用者人数を40人以下にするという国の基準は承知しており、世田谷区でも条例で示している。登録者が120人であれば3つの支援単位として人員配置しているが、校庭や体育館など色々な場所を活用しているため、支援単位ごとに分けて運営するのは厳しい状況もある。区としては、その状況を解消し適正化につなげていきたい。現場の職員からは、利用人数が80人程に抑えられれば、児童一人一人を見ることができるという話を聞いているため、そこを目指している。

事務局 : 実際に現場で働いている職員の方々の現場目線でのご意見も聞きたい。

委員 : 狭隘化に関して、本来新BOPが持つ良さの“遊び”の部分、その遊びの場の確保が難しくなってきたり、子どもたちが、限られたスペースに合わせた活動をしなければならない状況になっている。また、物を作る活動などスペースが必要なため、体験の機会が少しずつ減ってしまう。大規模化に関して、新BOPの児童指導が、大規模化による運営の困難さに向き合うしかない状況で仕事せざるを得なくなっている。本来子どもたちの自立のための仕事をしたいと考えていた職員にそうではない仕事をさせているという危機感がある。

- 委員：現場の職員は、どのような運営方針になるかと非常に注目している。現場の職員のモチベーションを上げて、それが子どものために繋がるような運営方針を作っていく必要があると改めて感じている。
- 委員：民間活用というところでは、我々が子どもたちに何ができるのか、公設公営の強みとは何なのか、どういう仕事をしていくべきなのかを改めて考える機会になっている。公設公営でできること、できないことを考え、できないことを民間事業者の力を借りて、お互い協力していくことが必要である。
- 委員：新BOP学童クラブと民間の放課後児童健全育成事業者で子ども・保護者のニーズに基づく選択による利用者の分散化と記載されているが、選択の仕方が難しいのではないかと感じた。
- 委員：9月に施行された医療的ケア児支援法では、放課後児童健全育成事業を行う者の責務等についても定められた。今回の運営方針の検討にあたっては、医療的ケア児を含めたインクルーシブな視点をどのように反映していくのか考えていく必要があると思う。また、民間事業者による開設を促進するにあたっては、運営基準の考え方として、入口を低くして、その後厳しくするのか、入口から高くするのかについても検討した方がいい。
- 事務局：続いて、学童登録をしている児童及びその保護者へのアンケートの実施について事務局より説明がある。
- 事務局：子どもと保護者のニーズの本質を探るために、アンケートを実施する。アンケートから、公設公営に求めていることなどを知り、子どもや保護者に寄り添うような区の取り組み方針を定めていきたい。3月のアンケート実施に向けて、皆様からどのような設問・項目がよいか意見をもらいたい。
- 委員：アンケートの実施の目的や背景が分かるようにしたほうがよい。
- 委員長：子どもに対してのアンケートの取り方には工夫が必要である。例えば学童クラブを退会、もしくは長期来ていない子どもと保護者へアンケートをとるのはどうだろうか。また、遊びの場はあっても、まとまった時間遊べないという実態があると、子どもたちが家に帰り「今日遊べなかった」と言っていることもあるため、遊びについても聞いたほうがいい。そして、一番のポイントは学童クラブに行って、楽しいのか、楽しくないのか聞くことが大切である。
- 質問のキーワードは現場の職員に聞いたほうがいいのでは。
- 副委員長：子どものアンケートが肝だと思う。それがうまくいけば、子どもの意向を反映させた方針に近づけるのでは。子どもアンケートは内容を現場の職員にも確認をしてもらい、意見を反映していくのはどうか。また、保護者アンケートは簡潔な文言だと誤解を招く可能性があるため、丁寧で適切な文章にしたほうがいい。
- 委員：今までの話を踏まえて、現場の職員は、これからも日常的に子どもたちの声・意見を聞いていくことが大切だと感じた。
- 事務局：他にご質問はないか。
- 副委員長：アンケートに関して、子ども・子育て会議で報告はあるか。そこで、アドバ

イスや意見をいただくことはあるのか。

- 事務局 : 子ども・子育て会議で報告をする。そこで、アンケートに関してご意見を伺う予定である。
- 委員 : 重度の障害児や医療的ケア児が学童クラブをあまり利用できていない状況で、放課後等デイサービスに対する要望や意見が届いている。アンケートでは、障害のある子どもが身近にいない保護者もいる可能性があるため、障害児や医療的ケア児のニーズ把握は難しい。
- 委員長 : 現役の子どもたちだけではなく、過去に学童に通っていた子どもたちに対しても、学童はどうだったのか意見を聞くという手もある。  
先程のご意見に関して、障害を抱えている子どもの保護者にもアンケートをとったほうが良いということか。
- 委員 : 障害については、どうしても少数意見になるので、今回取ろうとするアンケート結果が、すべてのニーズの本質ではないということを考慮してほしいということである。
- 委員長 : 障害のある子どもの保護者に対して、量的なアンケートをとることは難しいが、質的なインタビューを試してみるのはいかがでしょうか。数少ない意見を聞く機会なので、複合的な調査をとるのが良い。
- 事務局 : 本日いただいたご意見をもとに事務局で引き続き検討を重ねていきたい。

## ■閉会